

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、本市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)の定めるところによる。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 療養介護事業者(その者が法人であるときは、その役員をいう。以下同じ。)及び療養介護事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。

2 療養介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 生活介護の事業
- (2) 自立訓練(機能訓練)の事業
- (3) 自立訓練(生活訓練)の事業
- (4) 就労移行支援の事業
- (5) 就労継続支援A型の事業
- (6) 就労継続支援B型の事業

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。